十二　アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	十三　インド、イラン、イラク、アイルランド、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、イスラエル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ケニア、コソボ、サモア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルコ、トンガ、ナウル、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィジー、フィンランド、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、ミクロネシア連邦、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ニュージーランド、オーストラリア	十四　インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、ミクロネシア連邦、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド
おおみのつるこけもも、せいようはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、かまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、しきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	にれ属植物の木材	にれ属植物の木材
1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していない旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Otiorhynchus ovatus*（イチゴクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Otiorhynchus ovatus*（イチゴクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していない旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）に侵されていないこと（*Scolytus multistriatus*（セスジキクイムシ）については、その旨を含む。）が特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していない旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあること。 2　1の検査証明書又は*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）に侵されていないこと（*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）については、その旨を含む。）が特記されていること。

ギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モナコ、モルドバ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア		
	イノンド、おらんだせり、クミン、コエンドロ、セロリー、にんじん及びひめういきようの生茎葉	十五　モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア
パニレノキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）に侵されていないこと（*Scolytus scolytus*（ヨーロッパニレノキクイムシ）については、その旨を含む。）が特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していない旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Trioza apicalis*を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Trioza apicalis*に侵されていないこと（*Trioza apicalis*については、その旨を含む。）が特記されていること。	

別表三の五の項及び六の項の植物の欄中「アフラエグレ・パニキュラタ」の下に「、いちじく」を加える。

別表六の四の項の植物の欄中「さつまいも属植物、あさがお属植物」を「おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表一の改正規定（「*Thrips minutissimus*」、「*Narcissus degeneration virus*」及び「*Narcissus late season yellows virus*」を削る部分に限る。）、別表一の二の改正規定（「、オーストラリア」を削る部分に限る。）及び別表二の改正規定（「、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」及び「、うり科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）」を削る部分、「きばなきようちくとう」の下に「、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に「、にがうり」を加える部分に限る。）　公布の日

二　別表一の二の改正規定（十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。）　平成二十九年五月二十四日